

## 「第 部 第 2 章 実用新案登録の基礎的要件」の一部改訂

### 3.4 単一性違反(第 6 条の 2 第 3 号、第 6 条)

(1)基本的には、「第 部 第 2 章 発明の単一性の要件」の基準に則って判断する。

(2) 上記基準においては、特別な技術的特徴の認定は、最終的に特許法第 29 条第 1 項各号に該当する発明である先行技術との対比で行うこととしている。しかしながら、実用新案登録の基礎的要件の審査では、先行技術調査や従来技術との対比判断は行われぬ。そのため、考案の先行技術に対する貢献を明示する特別な技術的特徴については、明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面の記載並びに出願時の技術常識に基づいて認定するものとする。

また、第 X 部については、上記の改訂と同時に、明細書等の様式変更(明細書と実用新案登録請求の範囲の分離)等に伴う形式的な修正を行います。